

<案>

平成27年度事業評価書

平成 27 年 6 月  
金 融 庁

# 目 次

## 第 1 部 事後事業評価書（過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業）

### I 事後事業評価の実施に当たって

1. 事後事業評価の目的等 . . . . . 3
2. 事後事業評価書の記載内容 . . . . . 3
3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . . . 4

### II 各事業の事後評価結果

1. 金融庁行政情報化 L A N システム設計・構築経費  
（次期 L A N システム） . . . . . 6

## 第 2 部 成果重視事業に係る事後評価書

### I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって

1. 成果重視事業について . . . . . 10
2. 成果重視事業に係る事後評価の目的 . . . . . 10
3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容 . . . . . 11
4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる  
意見 . . . . . 12

### II 各成果重視事業の事後評価結果

1. 金融庁業務支援統合システムの開発 . . . . . 14

# 第 1 部 事後事業評価書

(過去に事前評価を実施し、効果が発現した事業)

# I 事後事業評価の実施に当たって

## 1. 事後事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。また、必要に応じ、事後の時点で事前の時点に行った評価内容を踏まえ検証することにより、以後の政策評価や企画立案に活用するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、過去に事前事業評価を実施し、効果が発現した事業のうち主なものを対象として、事後的に事業評価を実施することとしました。

## 2. 事後事業評価書の記載内容

事後事業評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」(以下「法」という。)において示されている事業の必要性、有効性、効率性等の観点(注)から評価を行いました。

(注)「政策評価に関する基本方針」(平成17年12月16日閣議決定)

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

### (1) 事業の概要及び実施内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

### (2) 事業の目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

(3) 達成目標及びその設定の考え方等

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

- ①達成目標
- ②目標設定の考え方
- ③測定指標
- ④目標の達成度合いの結果

(4) 事業の事後評価

上述のとおり、具体的成果を踏まえ、法に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から検証することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

- ①具体的成果
- ②必要性の観点
- ③効率性の観点
- ④有効性の観点
- ⑤総括的評価

(5) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の事後評価に当たり、「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(6) 注記（評価に使用した資料等）

評価に当たって使用した資料等を記載しました。

**3. 事後事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

## Ⅱ 各事業の事後評価結果

**1. 事後評価の対象とした事業の名称**

金融庁行政情報化LANシステム設計・構築経費（次期LANシステム）

**【関連する施策（平成25年度金融庁政策評価実施計画）】**

業務支援基盤の整備のための取組み3－（1）

「金融行政における情報システムの活用」

**2. 事業の概要及び実施内容**

金融庁は、現在、金融庁行政情報化LANシステム（以下「金融庁LAN」という。）を稼働させています。

金融庁LANとは、金融庁における迅速な情報交換・情報共有、インターネットからの情報収集等を行うための基幹ネットワークであり、電子メールを含むグループウェアをはじめとして、金融庁業務支援統合システム等、様々な業務システムが稼働しており、職員が業務を遂行するための重要な共通システム基盤となっています。

本事業は、金融庁LANの再構築を実施したものです。

（単位：千円）

	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額	142,369	278,991	278,991	278,991	209,244
決算額 (見込み)	136,549	278,990	(278,990)	(278,990)	(209,243)

※上記の予算額及び決算額については、機器等賃貸借に係る経費を含んでいる。

**3. 事業の目的**

金融庁LANを構成している主要な機器が25年12月に賃貸借期限を迎えるとともに、老朽化していることから、機器を更改し、安定的・効率的な運用を確保し、職員の利便性向上を図ることを目的としました。

**4. 達成目標及びその設定の考え方等****(1) 達成目標**

「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」（18年3月18日（24年5月23日改定））実施前と比較して、26年度以降の単年度で、経費については22,504千円を削減し、業務処理時間については100人日を短縮することを目標としています。

**(2) 目標設定の考え方**

金融庁LANに接続されている各局、各課室の部門サーバを機能別に集約する

ことなどにより、運用管理に係る経費の削減を見込みました。また、庁内のシステムに蓄積された情報を横断的に検索し、必要な情報を迅速に取り出せる機能を追加することにより、業務処理時間についても短縮することを見込みました。

### (3) 測定指標

#### ①削減経費

#### ②削減業務処理時間

「金融庁ネットワーク（共通システム）最適化計画」において設定された最適化効果指標を引用しています。

### (4) 目標の達成度合いの結果

#### ①削減経費（26年度）

＜削減経費（目標値）＞ 22,504 千円

＜削減経費（実績値）＞ 22,353 千円

評価：概ね目標を達成した。

#### ②削減業務処理時間（26年度）

＜削減時間（目標値）＞ 100 人日（800 時間）

＜削減時間（実績値）＞ 100 人日（800 時間）

評価：目標を達成した。

## 5. 事業の事後評価

### (1) 具体的成果

以下のとおりです。

#### 【削減経費（単位：千円）】

内 訳	最適化実施前の経費	最適化実施後の経費（実績値）	削減経費（実績値）
LANの統合	28,619	28,435	184
本庁舎外の拠点とのネットワークの見直し	21,955	7,101	14,854
霞が関WANの活用	25,075	61,704	▲36,629
部門サーバの集約化	291,090	287,747	3,343
運用支援業務の効率化	184,842	102,666	82,176
金融庁業務ポータルサイトの構築	2,417	2,944	▲527
セキュリティ対策	0	41,048	▲41,048
合 計	553,998	531,645	22,353

#### 【削減業務処理時間】

内 訳	最適化実施前の業務処理時間	最適化実施後の業務処理時間（実績値）	削減業務処理時間（実績値）
時間 (A)	960 時間	160 時間	800 時間
日換算 (A/8 時間)	120 日	20 日	100 日

※業務処理時間削減効果は、金融庁ポータルサイトの構築に伴う汎用検索機能の導入による。



## (2) 必要性の観点

金融庁LANは、金融庁の基幹ネットワークであり、金融庁の各種業務の遂行のためには本システムが必要であり、本事業によって安定的・効率的な運用を確保する必要があります。

## (3) 効率性の観点

運用に係る経費の削減及び業務処理時間の短縮を見込むことができるため、金融庁LANを再構築することは効率的な手段と考えられます。

## (4) 有効性の観点

上記(1) 具体的成果に記載のとおり、26年度以降、経費及び業務処理時間の削減効果が発現しており、有効性が認められます。

## (5) 総括的評価

金融庁LANは、スケジュールどおり設計・構築を行い、26年1月より稼動しました。26年度において、業務処理時間の短縮については、計画どおりの効果が発現し、経費削減については、サイバー攻撃等に対する技術的な対策を実施する等セキュリティ対策関連経費が増加したものの、概ね目標を達成しました。

## 6. 学識経験を有する者の知見の活用

情報システムの専門的知見を有する情報化統括責任者(CIO)補佐官から、本事業に係る調達仕様書等に対して、第三者的観点から助言・支援を受けています。

加えて、全府省庁の情報化統括責任者(CIO)補佐官で構成される「各府省情報化統括責任者(CIO)補佐官等連絡会議」においても、「金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画」の了承を得ています。

## 7. 注記(評価に使用した資料等)

- ・金融庁ネットワーク(共通システム)最適化計画(24年5月23日金融庁行政情報化推進会議決定)

[http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/04\\_0.pdf](http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/20060421/04_0.pdf)

- ・2014年(平成26年)度金融庁ネットワーク(共通システム)の最適化実施状況評価報告書(27年●月●日金融庁行政情報化推進会議決定)【P】

<http://www.fsa.go.jp/common/about/gj-suisin/●●●.pdf>【P】

## 8. 担当課室名

総務企画局総務課情報化統括室、証券取引等監視委員会事務局総務課

## 第2部 成果重視事業に係る事後評価書

# I 成果重視事業に係る事後評価の実施に当たって

## 1. 成果重視事業について

成果重視事業は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）に掲げられた、成果目標（Plan）－予算の効率的執行（Do）－厳格な評価（Check）－予算への反映（Action）を実現する予算制度改革を定着させるための取組みの一つであり、「モデル事業」（注）を試行から一般的取組みに移行させる第 1 ステップとして平成 18 年度予算から創設されたものです。

さらに、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2006」（平成 18 年 7 月 7 日閣議決定）においては、その取組みについて、引き続き進めることとされています。

成果重視事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2005」において、「モデル事業」の基本的枠組みを維持しつつ、政策評価との連携を強化したもののとして、

- ① 事業の各府省の政策体系上の位置付けを明確にし、事業ごとの定量的な目標のほか、当該事業に係る施策単位でもアウトカム（国民生活にとっての成果）に着目した目標を設定する
  - ② 各府省は、平成 17 年度予算に引き続き、自主的な取組を通じて「成果重視事業」の追加を図る
- などとされています。

（注） モデル事業については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針 2003」（平成 15 年 6 月 27 日閣議決定）において、

- ①
  - i) 定量的な達成目標であり、達成期限・達成手段が明示されていること
  - ii) 何をもち「達成」とするか、評価方法が提示されていること
  - iii) 目標期間は 1～3 年程度とし、各年度ごとの達成目標が明らかにされていることの三つの要件に合致した政策目標を設定する
- ② 政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じ、予算執行の弾力化を行い、各府省は、弾力化に伴う効率化に応じ、これを予算に反映する
- ③ 複数年度にわたるモデル事業については、国庫債務負担行為等の活用により、複数年度にわたる予算執行に支障のないようにする

こととされています。また、モデル事業の事後評価については、上記閣議決定において、「計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たす。」とされています。

## 2. 成果重視事業に係る事後評価の目的

成果重視事業については、上述のとおりモデル事業の基本的枠組みを維持することとされており、計画期間終了後及び各年度ごとに、目標の達成状況等について政策評

価や予算執行調査等の評価を行い、国民への説明責任を果たすため事後評価を実施することとしています。

### 3. 成果重視事業に係る事後評価書の記載内容

成果重視事業に係る事後評価の実施に当たっては、具体的な成果を踏まえ、「行政機関が行う政策の評価に関する法律」（以下「法」という。）において示されている事業の必要性、効率性、有効性等の観点（注）から評価を行いました。

（注）「政策評価に関する基本方針」（平成17年12月16日閣議決定）

- 必要性の観点・・・政策効果からみて、対象とする政策に係る行政目的が、国民や社会のニーズ又はより上位の行政目的に照らして妥当性を有しているか。行政関与の在り方からみて当該政策を行政が担う必要があるか。
- 効率性の観点・・・政策効果と当該政策に基づく活動の費用等との関係が明らかか。
- 有効性の観点・・・得ようとする政策効果と当該政策に基づく活動により実際に得られている、又は得られると見込まれる政策効果との関係が明らかか。

また、各事業の事後事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明を行いました。

（1）成果重視事業の目的、概要及び実施内容

各事業の目的や事業内容について説明しました。

（2）対象期間

各事業の取組み期間について説明しました。

（3）達成目標及びその設定の考え方等

各事業の事前事業評価を実施した際に設定した達成すべき目標等について説明しました。

①達成目標

②目標設定の考え方

③目標の達成度合いの判定方法・基準

（4）目標の達成度合いの結果

達成目標に対する達成度合いを説明しました。

（5）予算額等

各事業の対象期間中の予算額、支出済額、予算執行の弾力化措置等について説明しました。

（6）予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

成果重視事業においては、政策目標を効率的に達成するため、事業の性格に応じた予算執行の弾力化を行うこととされており、予算執行の効率化・弾力化によ

って得られた効果について説明しました。

(7) 進捗状況及び今後の見通し

あらかじめ設定した達成すべき目標の達成状況について評価を実施した結果、その進捗度合い及び今後の見通しについて説明しました。また、達成状況が芳しくない場合には、原因分析を行い、今後の改善策等について説明しました。

**4. 成果重視事業に係る事後評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

## Ⅱ 各成果重視事業の事後評価結果

## 1. 事後評価の対象とした事業の名称

金融庁業務支援統合システムの開発

### 【関連する施策（平成 26 年度金融庁政策評価実施計画）】

業務支援基盤の整備のための取組み 3 - (1)

「金融行政における情報システムの活用」

## 2. 事業の目的、概要及び実施内容

「世界最先端 IT 国家創造宣言」（平成 26 年 6 月 24 日閣議決定）において、「IT 投資の重点化・効率化の徹底による全体最適を実現する」とされています。金融庁においても従前より、「業務・システム最適化計画」を策定し、可能な限り早期に最適化を実施し、経費や業務処理時間の削減などの効果を上げることとしています。

上記を踏まえ、「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」（金融庁行政情報化推進委員会 18 年 3 月 28 日決定、20 年 8 月 7 日一部改定、23 年 5 月 16 日一部改定）を策定しました。

本計画において、検査、監督、証券取引等監視等の各業務を支援する、①金融検査監督データシステム、②金融庁統合モニタリング・分析システム、③証券総合システムの 3 システムを統合し、再構築することにより、これまで個別に実施していた調達、開発及び運用の合理化を推進し、当該業務に係る経費と業務処理時間の削減を図ることとしました。

また、システム統合により、金融庁内外において、適切なアクセス管理の下、相互に情報を利用できる仕組みを構築することとしました。

本計画に基づき、開発を行い、27 年 3 月より金融庁業務支援統合システム（本システム）が全面稼動しました。

## 3. 対象期間

21 年度～26 年度

## 4. 達成目標及びその設定の考え方等

### (1) 達成目標

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」の策定前（20 年度）と比較して、27 年度から単年度で 207,560 千円の経費削減と 9,453 日の業務処理時間の短縮を目標としています。

### (2) 目標設定の考え方

「金融検査及び監督並びに証券取引等監視等業務に関する業務・システム最適化計画」において設定された最適化効果指標を引用しています。

### (3) 目標の達成度合いの判定方法・基準

システム稼働後における目標値（削減経費、削減業務処理時間）の達成度合いは、以下の基準をもって判定するものとします。

達成度合い	目標値に対する実績値の割合	評価
A	100%以上	達成
B	75%以上 100%未満	概ね達成
C	50%以上 75%未満	達成はしていないが進展あり
D	25%以上 50%未満	一定の進展は見られるが不十分
E	25%未満	進展していない

## 5. 目標の達成度合いの結果

複数年度にわたってシステム構築等を行う事業であり、本システムの全面稼働後に事業の実施に伴う効果が発現します。

## 6. 予算額等

(単位：千円)

	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額	336,549	280,025	280,025	209,848	255,643	188,755
支出済額	77,357	145,616	280,025	14,548	413,023	199,981
翌年度繰越額	131,100	—	—	159,950	—	—
予算執行の弾力化措置						
国庫債務負担行為	336,549	280,025	280,025	209,848	—	—
繰越明許費	—	—	—	—	255,643	188,755
目の大括り化	—	—	—	—	—	—

## 7. 予算執行の効率化・弾力化によって得られた効果

複数年にわたるシステムの設計・開発のため、「情報システムに係る政府調達制度の見直しについて」（平成16年3月30日 情報システムに係る政府調達府省連絡会議了承）を踏まえ、国庫債務負担行為を活用し、複数年契約を締結しました。複数年契約により、単年度毎に入札・契約を行う場合に比し、開発費用の低減及び調達に係る業務等の効率化を図りました。

## 8. 進捗状況及び今後の見通し

作業スケジュールに基づき、26年度の開発作業を予定どおり実施し、27年3月より本システムは全面稼働したことから、システムの安定運用及び事業に伴う効果の発現についてフォローアップしていきます。



**9. 担当課室名**

総務企画局総務課情報化統括室、検査局総務課、監督局総務課、証券取引等監視委員会事務局総務課